平成２４年（フ）第２４３０号
札幌市東区北28条東６丁目３番18号　１階
債務者　清水　　聡
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４８６号
札幌市東区北22条東10丁目４番10号　シティハイムベルフィス102
債務者　小田　晴彦
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５３８号
札幌市南区南沢５条２丁目７番９号
債務者　上中ゆかり
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５４２号
札幌市清田区清田７条１丁目37番７号
債務者　伊藤　香里
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５９７号
札幌市白石区栄通８丁目３番29号　ブリックス南郷401号
債務者　鈴木　　瞳（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６０８号
札幌市白石区本郷通６丁目北１番５号　201号
債務者　島田　　長
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６１３号
札幌市中央区南２条東２丁目12番地１　1012号
債務者　前川美津江
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６３７号
札幌市豊平区平岸３条16丁目１番６―207号
債務者　小川　　薫
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１５号
埼玉県東松山市若松町１丁目８番１号　市営若松団地２―202
債務者　五十嵐孝夫
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７３号
千葉県銚子市黒生町6839番地の８
債務者　菅谷　敦美（旧姓浪川）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４４号
相模原市南区東林間３丁目11番12号　アビタシオン東林間101号
債務者　田邉　義久
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４６９号
相模原市南区東林間２丁目23番13号　コンフォート相模原203
債務者　高田　英也
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４７０号
相模原市緑区東橋本４丁目４番51号　ディアス橋本B102
債務者　ペルカバルカルセルヒトミ（旧姓溝呂木）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４７９号
相模原市中央区清新７丁目２番３号　川辺297ビル404号
債務者　佐伯　竜二
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４８０号
相模原市南区麻溝台５丁目19番４号
債務者　江波戸憲之（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４９１号
相模原市緑区小渕849番地
債務者　天野さか江
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４９４号
相模原市南区麻溝台８丁目25番25号
債務者　向山　貞一
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部